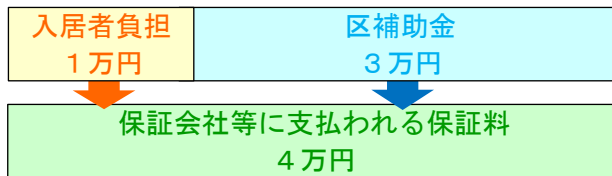


～ すみだすまい安心ネットワーク ～

家賃債務保証料低廉化補助のご案内

すみだすまい安心ネットワーク事業では、高齢者・障害者・ひとり親・子育て世帯等の住宅確保要配慮者が入居する「すみだセーフティネット住宅」の入居時の家賃債務保証の保証料の一部を補助する「家賃債務保証料低廉化補助」を実施しています。家賃債務保証料低廉化補助は、保証会社等で保証料を減額していただき、その減額分を区が保証会社等に補助金として交付するものです。

＜例＞ **保証料4万円の家賃債務保証 に 区が3万円を補助する場合**



入居者が負担する保証料を3万円減額していただき、減額した3万円は区が保証会社等に支払います。

【補助金の内容】

補助額	最大3万円															
補助期間	入居時のみ（2年目以降は全額入居者負担）															
補助対象者	国の「家賃債務保証業者登録制度」に登録された保証会社、保険会社又は居住支援法人															
低廉化の対象	家賃債務保証料及び残置物処理、原状回復、訴訟等に係る費用並びに孤独死及び残置物処理に対応した保険加入の費用															
補助要件（全ての要件を満たしていること）	入居者	<ol style="list-style-type: none"> 高齢者（60歳以上）、障害者、子育て・ひとり親（子どもは18歳の誕生日の年度まで）、被災者、DV被害者等、住宅確保要配慮者に該当する世帯であること。 世帯の年間所得の合計及び対象世帯が下表のいずれかに該当すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">世帯の年間所得合計</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">対象世帯</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,896,000円以下</td> <td>・1に該当する世帯全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,896,001円 ～2,568,000円</td> <td>・子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・ひとり親世帯</td> <td>補助期間は最長6年間になります。</td> </tr> <tr> <td>・新婚世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る）</td> <td>補助期間は最長3年間になります。</td> </tr> <tr> <td>2,568,001円 ～3,108,000円</td> <td>・同居する子どもが3人以上いる子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・同居する子どもが3人以上いるひとり親世帯</td> <td>補助期間は最長6年間になります。</td> </tr> </tbody> </table> 区内に引き続き1年以上居住していること。 更に外国人の場合は継続して在留資格を有していること。 常時介護を要しない程度（障害により常時介護が必要な者で、その状況に応じた介護を受けられる場合は可）に自立した生活が可能であること。 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等で公的な家賃の助成を受けていないこと。 暴力団員でないこと。 	世帯の年間所得合計	対象世帯	備考	1,896,000円以下	・1に該当する世帯全て		1,896,001円 ～2,568,000円	・子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・ひとり親世帯	補助期間は最長6年間になります。	・新婚世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る）	補助期間は最長3年間になります。	2,568,001円 ～3,108,000円	・同居する子どもが3人以上いる子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・同居する子どもが3人以上いるひとり親世帯	補助期間は最長6年間になります。
		世帯の年間所得合計	対象世帯	備考												
		1,896,000円以下	・1に該当する世帯全て													
		1,896,001円 ～2,568,000円	・子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・ひとり親世帯	補助期間は最長6年間になります。												
・新婚世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る）	補助期間は最長3年間になります。															
2,568,001円 ～3,108,000円	・同居する子どもが3人以上いる子育て世帯（床面積が40㎡以上の住戸に限る） ・同居する子どもが3人以上いるひとり親世帯	補助期間は最長6年間になります。														
賃貸人	<ol style="list-style-type: none"> 補助対象の住宅には、区が決定した住宅確保要配慮者を入居させること。 入居者から3か月分を超える額の敷金を徴収しないこと。 															

保証会社等	<p>1 家賃債務保証料の額が適正な水準であること。</p> <p>2 入居者に保証人（当該家賃債務保証料の低廉化を行う者を除く。）を求めないこと。</p>
注意事項	同一年度における家賃債務保証料低廉化補助の交付額は、この住宅に対し交付される「家賃低廉化補助（別途案内参照）」との合計額が48万円までとなります。

【補助金の手続方法】

1 交付申請（保証会社等 ⇒ 墨田区）

- ・「家賃債務保証料低廉化補助金交付申請書」に家賃債務保証委託契約書の写しを添付して、区に提出してください。

※申請書類は事前に区からお送りします。区に初めて口座登録をする場合は「口座振替依頼書」も併せてお送りします。

- ・複数の契約をまとめて交付申請することが可能です。

2 交付決定（墨田区 ⇒ 保証会社等）

- ・1の交付申請の内容について、補助の可否及び補助額を区が審査し、補助要件を満たしていれば交付決定となります。その際は「家賃債務保証料低廉化補助金交付決定通知書」により通知します。

3 変更交付申請・決定（保証会社等 ⇄ 墨田区）

- ・2で交付決定した内容に変更があった場合は、「家賃債務保証料低廉化補助金変更交付申請書」を区に提出してください。

- ・変更内容に問題なければ、区が変更を承認し、「家賃債務保証料低廉化補助金変更交付決定通知書」により通知します。

- ・既に交付済みの補助額に変更が生じた場合は、変更後の補助額により精算することができます。

4 請求（保証会社等 ⇒ 墨田区）

- ・交付決定通知書を受領後、「家賃債務保証料低廉化補助金請求書」により、区へ補助金の請求をしてください。

5 支払（墨田区 ⇒ 保証会社等）

- ・請求書受領後、区が補助金を指定の口座へ振り込みます。

6 実績報告（保証会社等 ⇒ 墨田区）（3月）

- ・「家賃債務保証料低廉化補助金実績報告書」に入居者から家賃債務保証料として徴収した金額を確認できる書類を添付して、区に提出してください。

7 額確定（墨田区 ⇒ 保証会社等）（3月）

- ・6の実績報告について、補助金の交付決定内容及び交付条件に適合していれば、区で補助額を確定し、「家賃債務保証料低廉化補助金額確定通知書」により通知します。

<注意> 専用住宅の登録や補助金の交付決定の取消等で補助金が交付対象外となった場合、過払いが発生した分は区に返還していただくことになります。

【お問い合わせ先】

墨田区 都市計画部 住宅課 居住支援担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
電話：03-5608-2816（直通）
メールアドレス：juutaku@city.sumida.lg.jp